

令和6年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年10月4日（金）
午前10時40分～午前12時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 21人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一			
委 員	1番	牧野 和吉	3番	茂 清志	
	4番	加藤 輝夫	5番	国谷 晃	
	6番	中村 敏	7番	大道 勝則	
	8番	木下 幸雄	9番	北森 康雄	
	10番	坂井 義彦	11番	森川 重光	
	12番	北山 久雄	14番	杉林 清則	
	15番	熊南 昭浩	16番	山崎 修	
	17番	西田 清範	18番	林 作三	
	19番	古田 茂	20番	大橋 芳信	
	21番	山崎 巖			
4. 欠席委員 3人

2番	各川 豊章	13番	森田 高雄
24番	金木 洋子		
5. 議題

議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号	農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第34号	非農地証明書の交付について
議案第35号	国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件
報告事項第23号	農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第24号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第25号	農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、各川委員、森田委員、金木委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 先ほど事務局から説明のありましたとおり、10月1日から牧野委員が農業委員会に加わりました。農業委員24名と推進委員41名の計65名で本市農業の発展のため、力を合わせながら、また意見交換をしながら農業委員会活動を行っていきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより令和6年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

それでは、私の方から指名させていただきます。

17番 西田委員、19番 古田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第31号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は、8件で、申請面積は11,770.91㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご

覧ください。

1番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。以前から申請地を耕作しており、引き続き使用したいとのことです。申請農地では、ジャガイモ、白菜、大根等を栽培する予定です。

2番は、経営移譲のため、父から子へ所有権を移転するものです。申請農地では、水稻、白菜、大根等を栽培する予定です。

3番は労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地が自宅に近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

4番と5番は、耕作の便のため、自作地を相互交換するものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

6番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は以前から、母と姉との共有地である申請農地を耕作してきたとのことです。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

7番は、農地所有適格法人に貸し付している農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。申請地ではコシヒカリを栽培予定です。

8番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、家庭菜園の経験を活かし耕作を行いたいとのことです。申請農地は転居予定地の住居に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、タマネギ、サツマイモ、トマトを栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第32号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第32号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから8ページになります。

今回、4条申請は1件、5条申請は9件、合計面積は10,150.00㎡です。それでは、議案書5ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、八尾地域杉原西部地区において、車庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、自宅敷地内に車を置くスペースがないことから、申請地に車庫を建築するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、鉄道の駅から500メートルの範囲内にあることから、農地区分は第2種農地、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請2番は、太田地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請3番は、月岡地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の●●は、主に建設業を行っております。

転用の概要といたしましては、既存の敷地は、大型車両や資材で飽和状態であり、従業員駐車場も不足していることから、隣接地において資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、地区センターがあり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書7ページをご覧ください。

5条申請4番は、広田地区において、車両置場を整備する計画でございます。申請人の△△は、主に自動車販売業を行っております。転用の概要といたしましては、業績好調により車検や修理台数が増え、既存の敷地では手狭になってきたため、申請地において車両置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請5番は、老田地区において、障害者グループホームを整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に障害者・高齢者在宅支援サービスに関する事業などを行っております。転用の概要といたしましては、同地区に障害者グループホームがなく、地元から、施設開設の要望が多数あったことから、隣接宅地も含め、障害者グループホームを整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

5条申請6番は、古沢地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の□□は、主に飲食業を行っております。転用の概要といたしましては、申請人の□□は、■●を経営しておりますが、コロナ禍から明けて客足が戻り、現在の駐車スペースが手狭になってきたため、隣接地において駐車場を拡張するため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請7番は、大山地域大庄地区において、事務所敷地を整備する計画でございます。申請人の◇◇は、主に左官工事業、建築工事業を行っております。転用の概要といたしましては、業績があがっており、拠点のある月岡地区の事業所が、資材や従業員の駐車場で手狭になってきたため、新たな事務所を建築するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種

農地、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請8番は、八尾地域保内東部地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の◆◆は、主に電子部品及び電子機器の製造、販売を行っております。転用の概要といたしましては、事業拡大による従業員の雇用増加に伴い、駐車場スペースが不足することから、新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療機関、教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請9番は、婦中地域宮川地区において、残土仮置場の一時転用の計画でございます。申請者の▽▽は建築工事や土木工事の設計、施工監理業などを行っております。転用の概要といたしましては、▽▽は現在、婦中土地改良区の下請けとして、他の同業者と残土処理を行ってきましたが、同業者が撤退したことにより、自ら残土置き場を確保する必要性が生じたため、今回、一時的に申請地を残土置場とするため申請されたものでございます。期間は令和6年10月31日から令和8年10月30日までの2年間となっております。計画している敷地については、原状回復が確実であり、周辺農地に支障を及ぼさないよう配慮されることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第32号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第33号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明

をお願いします。

なお、13ページの38番は**委員に関する事項でありますで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けますが、欠席のため、一括してお諮りします。

事務局 議案第33号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9ページから15ページです。

議案書9ページをご覧ください。

今回の申請件数は64件あり、年区分は、1～2年が1件、3～5年が23件、6～9年が4件、10年以上が36件です。設定面積は、251,002.00㎡です。

10ページ1番から13ページ34番までは、農地中間管理機構を通すものです。13ページ35番から15ページ64番までが相対です。

新規農家が1件あります。

13ページの38番は、祖父や父が農地所有適格法人を経営していることから、本人も農業に参入するため利用権の設定をするものです。

農機具については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台等を家族が経営する法人よりリースして、米の栽培をする予定です。販売先は、なのはな農業協同組合です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第33号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会長 続きまして、議案第34号非農地証明書の交付について、事務局か

ら説明をお願いします。

- 事務局 議案第34号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。
議案書は、16ページから17ページになります。
今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地のうち、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。
議案書の17ページをご覧ください。
1番については、9月24日に、農業委員等が現地確認を行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。
以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明書の交付を行うものでございます。
以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第34号非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第35号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第35号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件についてご説明いたします。議案書のページは、18ページです。

1申出者、2申出の対象たる農用地の表示及び耕作者は、議案書記載のとおりであります。

土地改良事業の施行を申請する際、その土地改良事業に係る地域内にある土地について、土地改良法第3条に規定する資格者から同意を

得る必要があります。

土地改良法第3条の資格者とは、土地の所有者と耕作者が同一の場合、所有者が3条の資格者となります。また、土地の所有者と耕作者が異なる場合、耕作者が3条資格者となります。

国が実施する水橋地区では、事業資格者を所有者とする方針とのことです。

従って、国営土地改良事業につきましては、土地の権利に基づく、ほ場整備事業であることから、土地の所有者と耕作者が異なり利用権等を設定している場合は、所有者を事業参加者とするための手続きが必要となります。

今回、土地の所有者が事業参加する旨の「土地改良事業参加申出書」が富山市農業委員会に提出されましたので、当該所有者を事業参加者とすることを承認いただきたく、今総会にてお諮りするものであります。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

★ ★ 委 員 水橋土地改良事業に伴って申出があったのは、この1件のみでしょうか。

事 務 局 本件のみです。追加で申出があったため、本総会にてお諮りするものです。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第35号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、ご異議なしと認め、原案通り承認いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

第23号 農地法第3条の3の規定による受理について

第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第25号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第23号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、19ページから29ページです。

今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものです。以上でございます。

報告事項第24号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、30ページから36ページです。

解約件数は26件で、解約面積は97,669.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第25号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案は37ページから44ページになります。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が21件、合計面積は13,202.05㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは39ページの5条の2番の1件でございます。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に、協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。
初めに、「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見（案）」についてお願いします。

（事務局説明）

会長 それでは、ただ今、説明がありました意見書（案）について、内容の加除修正などのご意見を承りたいと思います。ご意見のある委員はページ番号、意見番号を指定してをお願いします。

☆☆委員 意見ではないのですが、7ページの（4）④の意見に、緑肥作物と記載があります。この緑肥作物とは販売する作物ではないのですが、どういう意味で記載をされているのでしょうか。

事務局 当該意見に記載いたしました緑肥作物は、肥料として使用する作物を示しております。意見の内容としては、中山間地域などで栽培した緑肥作物を化学肥料の代替として、市内全域で使用していただく仕組みづくりの検討を要望するものです。

会長 次に、提案する意見として、採用するかしないかについて協議しますが、進行については事務局にてお願いします。

事務局 それでは、全体を通して、提案しない、採用しない方がよいと思われる項目があればご意見をお願いします。

★★委員 緑肥作物について、改めて説明を求めます。

事務局 この意見は植物資源の循環型農業システムづくりを提案したものとなります。緑肥作物を栽培して、それを市内全域の農地で活用していただくことを内容としており、植物資源の栽培を中山間地域で行うことで農業の振興を図ることができると考えてのものであります。

❖❖委員 この意見は誰が提出したものでしょうか。

事務局 八尾地域の推進委員からのご意見を反映したものです。

❖❖委員 この記載内容は、提案した推進委員の提案の趣旨を反映していないと思います。提案された推進委員の意図としては、行政が道路の除草をした際に出た草はゴミとして破棄していますが、それを肥料として活用すればよいのではないかという意見だと思います。

事務局 提案された推進委員からの意見には、ご指摘のことも記載してありました。しかし、道路の草を堆肥とするだけでは、中山間地域の農業振興とは別であると考えまして、中山間地域で栽培した緑肥作物を化学肥料の代替として市内全域の農地で活用することで、中山間地域の農業の発展に資するのではという考えから、このような記載といたしました。

この意見における表現につきましては、疑義が生じておりますので、事務局で再度検討したうえで、運営委員会でお諮りをさせていただきます。

会長 それでは、「意見書」については、本日の協議結果を運営委員会で検討し、決定したいと思います。

会 長 次に、令和6年度「農業委員会視察」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました「農業委員会視察」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

(なし)

会 長 それでは、今年度の視察については、資料2のとおり実施いたしますので、よろしくお願いします。なお、欠席される場合は、期限までに、事務局へ連絡をしてください。

会 長 次に、「旧農業経営基盤強化促進法による利用権（相対契約）の終了」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました「旧農業経営基盤強化促進法による利用権（相対契約）の終了」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

(なし)

会 長 それでは、「旧農業経営基盤強化促進法による利用権（相対契約）の終了」については、資料3のとおり周知することといたしますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、「農業委員会活動における制度研修」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました「農業委員会活動における制度研修」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

(なし)

会 長 特に何もありませんので、「農業委員会活動における制度研修について」終了します。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務連絡の前に、牧野委員の就任に伴いまして、総会議席が変更となりますので、ご説明いたします。資料１をご覧ください。

総会議席については、農業委員在任年数順などにより決定をしております。今回の牧野委員の就任に伴い、議席の決定基準に従い付番をした結果、牧野委員が１番となり、各川委員から北山委員が１つ繰り下がり、２番から１２番となります。

また、地区担当表も空白になっていた月岡地区は牧野委員が担当となります。

(ほか、その他事項説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、令和６年度第７回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。